

# 遺留分を取り戻せ！ ～愛も取り戻せ？～

## (2) 遺留分の減殺請求

自分の相続分が遺留分を下回っていることがわかり（これを遺留分の侵害と言います）、それに納得できない場合は『最低限度の取り分をよこせ』と主張することになります。これを遺留分の減殺請求と言います。ただし、遺留分が侵害されたからといって必ずしも減殺請求をしなければならないわけではなく、それが遺言者（被相続人）の意思なんだと納得できれば遺言書の内容を受け入れるだけです。遺言を遺す方にしていても、特定の相続人の遺留分を侵害した遺言書を作成したとしても、その内容が直ちに無効となるわけではありません。

遺留分の減殺請求の方法ですが、下記（4）の時効の問題もありますので内容証明郵便により直接相手方に伝えるのが一般的でしょう。いきなり裁判所に間に入ってもらうわけではありません。

また、そもそもの話になりますが、遺言がなければ遺留分という話は出てきません。遺言がない場合は分割協議により各人の相続分を決めることとなりますが、納得がいかなければ分割協議書に判を押さなければいけません。



## (3) 遺留分とその評価

遺留分を計算する場合、時価により財産を評価します（相続税評価額とは異なります）。不動産・預貯金等のプラスの財産から債務等のマイナスの財産を控除した金額がベースになる点はイメージしやすいと思いますが、これに相続開始前1年以内に行われた贈与財産も加算します。さらに、『あとで遺留分の侵害だと騒がれると面倒だから今のうちに贈与しとくか』と、他の相続人の遺留分を侵害することを知りつつ生前に企てた贈与は、たとえ1年を超えていてもこの加算の対象となります。生前贈与による減殺請求逃れを許さないということです。

## (4) 遺留分の減殺請求権と時効の関係

遺留分の減殺請求については期限が定められており、遺留分の侵害があったことを知った日から1年間行使しないときは時効により消滅してしまいます。もし、遺留分の侵害があったことを知らなかったとしても、相続開始から10年経つと減殺請求権は同じく時効により消滅してしまいます。

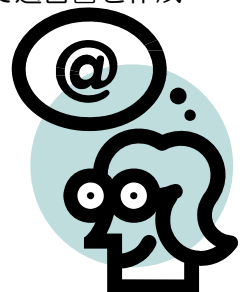


## (5) 複数の遺言があった場合

同じ人が、複数回遺言書を作成したらどうなるのでしょうか。この場合は、後から作成した遺言書が先の遺言書の内容に抵触しなければいずれも有効、抵触する場合は後から作成した遺言書で先の遺言の内容を撤回したことになります。

例1) マズオがまず『子の認知』について遺言を作成し、その後新たに『財産の処分』について遺言書を作成⇒両者はそれぞれ有効となります。

例2) プネは、最初の遺言書で『カツオにA土地を相続させる』と書いたが、後から作成した遺言書では『ワガメにA土地を相続させる』と書いた⇒A土地をカツオに相続させる意思を撤回したことになります。



## (6) 遺言の撤回等

遺言書を作成した後において、相続人に対する気持ちが変わることや相続人の状況が変わることが考えられます。また、作成時にはバランスの取れていた内容でも、例えば数年後に一部の不動産が値上がりしたこと等により、意図せず相続人間でアンバランスとなっている可能性もあります。一度作成した後においても、遺言の全部または一部を撤回することはもちろん自由ですので、定期的に遺言の内容をメンテナンスする必要がありますね。